

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年11月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	10件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	10件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900073 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900047 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 16 年 12 月 22 日は 40 万円から 55 万 6,000 円、平成 17 年 7 月 27 日は 55 万 6,000 円、平成 18 年 12 月 18 日は 56 万円、平成 19 年 12 月 19 日は 56 万 7,000 円、平成 20 年 7 月 28 日は 20 万円から 56 万 7,000 円、平成 20 年 12 月 17 日は 55 万 4,000 円、平成 21 年 12 月 16 日は 30 万円から 56 万 7,000 円、平成 22 年 7 月 27 日は 56 万 7,000 円、平成 22 年 12 月 20 日は 35 万円から 55 万 5,000 円、平成 23 年 12 月 19 日は 57 万 8,000 円、平成 24 年 12 月 20 日は 30 万円から 53 万 7,000 円、平成 25 年 7 月 26 日は 53 万 7,000 円、平成 25 年 12 月 18 日は 25 万円から 52 万 6,000 円、平成 26 年 7 月 28 日は 54 万 9,000 円、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日及び平成 28 年 7 月 29 日は 56 万円、平成 28 年 12 月 21 日は 30 万円から 55 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 7 月 27 日、平成 18 年 12 月 18 日、平成 19 年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 28 日、平成 20 年 12 月 17 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 27 日、平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 12 月 19 日、平成 24 年 12 月 20 日、平成 25 年 7 月 26 日、平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 7 月 28 日、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 7 月 29 日及び平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 7 月 27 日、平成 18 年 12 月 18 日、平成 19 年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 28 日、平成 20 年 12 月 17 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 27 日、平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 12 月 19 日、平成 24 年 12 月 20 日、平成 25 年 7 月 26 日、平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 7 月 28 日、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 7 月 29 日及び平成 28 年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成16年12月
② 平成17年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年7月
⑥ 平成20年12月
⑦ 平成21年12月
⑧ 平成22年7月
⑨ 平成22年12月20日
⑩ 平成23年12月
⑪ 平成24年12月
⑫ 平成25年7月
⑬ 平成25年12月
⑭ 平成26年7月
⑮ 平成26年12月
⑯ 平成27年7月
⑰ 平成27年12月
⑱ 平成28年7月
⑲ 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、⑤、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑲について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間②、③、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯及び⑰については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、⑤、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑲について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間①は40万円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑦は30万円、請求期間⑨は35万円、請求期間⑪は30万円、請求期間⑬は25万円、請求期間⑲は30万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は57万円、請求期間⑤、⑦及び⑨は58万円、請求期間⑪及び⑬は56万円、請求期間⑲は56万5,000円）の支払を受け、請求期間①は55万6,000円、請求期間⑤及び⑦は56万7,000円、請求期間⑨は55万5,000円、請求期間⑪は53万7,000円、請求期間⑬は52万6,000円、請求期間⑲は55万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間②、③、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯、⑰及び⑱について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間②及び③は57万円、請求期間④、⑥、⑧及び⑩は58万円、請求期間⑫及び⑭は56万円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は56万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間②は55万6,000円、請求期間③は56万円、請求期間④は56万7,000円、請求期間⑥は55万4,000円、請求期間⑧は56万7,000円、請求期間⑩は57万8,000円、請求期間⑫は53万7,000円、請求期間⑭は54万9,000円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は56万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は55万6,000円、請求期間③は56万円、請求期間④及び⑤は56万7,000円、請求期間⑥は55万4,000円、請求期間⑦及び⑧は56万7,000円、請求期間⑨は55万5,000円、請求期間⑩は57万8,000円、請求期間⑪及び⑫は53万7,000円、請求期間⑬は52万6,000円、請求期間⑭は54万9,000円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は56万円、請求期間⑲は55万円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成16年12月22日、請求期間②は平成17年7月27日、請求期間③は平成18年12月18日、請求期間④は平成19年12月19日、請求期間⑤は平成20年7月28日、請求期間⑥は平成20年12月17日、請求期間⑦は平成21年12月16日、請求期間⑧は平成22年7月27日、請求期間⑨は平成22年12月20日、請求期間⑩は平成23年12月19日、請求期間⑪は平成24年12月20日、請求期間⑫は平成25年7月26日、請求期間⑬は平成25年12月18日、請求期間⑭は平成26年7月28日、請求期間⑮は平成26年12月16日、請求期間⑯は平成27年7月30日、請求期間⑰は平成27年12月22日、請求期間⑱は平成28年7月29日、請求期間⑲は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900074号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900048号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月22日は40万円から58万5,000円、平成17年7月27日は61万4,000円、平成18年12月18日は62万円、平成19年12月19日は62万5,000円、平成20年7月28日は20万円から62万5,000円、平成21年12月16日は30万円から62万6,000円、平成22年7月27日は62万6,000円、平成22年12月20日は35万円から62万円、平成23年7月26日は62万円、平成23年12月19日は60万7,000円、平成24年12月20日は30万円から59万4,000円、平成25年7月26日は59万4,000円、平成25年12月18日は25万円から58万2,000円、平成26年7月28日は60万8,000円、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日及び平成28年7月29日は62万円、平成28年12月21日は30万円から60万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月22日、平成17年7月27日、平成18年12月18日、平成19年12月19日、平成20年7月28日、平成21年12月16日、平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成23年7月26日、平成23年12月19日、平成24年12月20日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月22日、平成17年7月27日、平成18年12月18日、平成19年12月19日、平成20年7月28日、平成21年12月16日、平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成23年7月26日、平成23年12月19日、平成24年12月20日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成16年12月
② 平成17年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年7月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年7月
⑧ 平成22年12月20日
⑨ 平成23年7月
⑩ 平成23年12月
⑪ 平成24年12月20日
⑫ 平成25年7月
⑬ 平成25年12月
⑭ 平成26年7月
⑮ 平成26年12月
⑯ 平成27年7月
⑰ 平成27年12月
⑱ 平成28年7月
⑲ 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、⑤、⑥、⑧、⑪、⑬及び⑲について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間②、③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯、⑰及び⑱については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、⑤、⑥、⑧、⑪、⑬及び⑲について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間①は40万円、請求期間⑤は20万円、請求期間⑥は30万円、請求期間⑧は35万円、請求期間⑪は30万円、請求期間⑬は25万円、請求期間⑲は30万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は60万円、請求期間⑤、⑥及び⑧は64万円、請求期間⑪及び⑬は62万円、請求期間⑲は62万5,000円）の支払を受け、請求期間①は58万5,000円、請求期間⑤は62万5,000円、請求期間⑥は62万6,000円、請求期間⑧は62万円、請求期間⑪は59万4,000円、請求期間⑬は58万2,000円、請求期間⑲は60万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認で

きる。

請求期間②、③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯、⑰及び⑱について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間②及び③は63万円、請求期間④、⑦、⑨及び⑩は64万円、請求期間⑫及び⑭は62万円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は62万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間②は61万4,000円、請求期間③は62万円、請求期間④は62万5,000円、請求期間⑦は62万6,000円、請求期間⑨は62万円、請求期間⑩は60万7,000円、請求期間⑫は59万4,000円、請求期間⑭は60万8,000円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は62万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は58万5,000円、請求期間②は61万4,000円、請求期間③は62万円、請求期間④及び⑤は62万5,000円、請求期間⑥及び⑦は62万6,000円、請求期間⑧及び⑨は62万円、請求期間⑩は60万7,000円、請求期間⑪及び⑫は59万4,000円、請求期間⑬は58万2,000円、請求期間⑭は60万8,000円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は62万円、請求期間⑲は60万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成16年12月22日、請求期間②は平成17年7月27日、請求期間③は平成18年12月18日、請求期間④は平成19年12月19日、請求期間⑤は平成20年7月28日、請求期間⑥は平成21年12月16日、請求期間⑦は平成22年7月27日、請求期間⑧は平成22年12月20日、請求期間⑨は平成23年7月26日、請求期間⑩は平成23年12月19日、請求期間⑪は平成24年12月20日、請求期間⑫は平成25年7月26日、請求期間⑬は平成25年12月18日、請求期間⑭は平成26年7月28日、請求期間⑮は平成26年12月16日、請求期間⑯は平成27年7月30日、請求期間⑰は平成27年12月22日、請求期間⑱は平成28年7月29日、請求期間⑲は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900075 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900049 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 16 年 12 月 22 日は 40 万円から 48 万 8,000 円、平成 17 年 7 月 27 日は 48 万 8,000 円、平成 19 年 12 月 19 日は 50 万 8,000 円、平成 20 年 7 月 28 日は 15 万円から 50 万 8,000 円、平成 21 年 12 月 16 日は 30 万円から 51 万 9,000 円、平成 22 年 7 月 27 日は 50 万 9,000 円、平成 22 年 12 月 20 日は 35 万円から 50 万 7,000 円、平成 23 年 12 月 19 日は 51 万 9,000 円、平成 24 年 12 月 20 日は 30 万円から 47 万 9,000 円、平成 25 年 7 月 26 日は 47 万 9,000 円、平成 25 年 12 月 18 日は 20 万円から 46 万 9,000 円、平成 26 年 7 月 28 日は 49 万円、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日及び平成 28 年 7 月 29 日は 50 万円、平成 28 年 12 月 21 日は 25 万円から 49 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 7 月 27 日、平成 19 年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 28 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 27 日、平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 12 月 19 日、平成 24 年 12 月 20 日、平成 25 年 7 月 26 日、平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 7 月 28 日、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 7 月 29 日及び平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 7 月 27 日、平成 19 年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 28 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 27 日、平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 12 月 19 日、平成 24 年 12 月 20 日、平成 25 年 7 月 26 日、平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 7 月 28 日、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 7 月 29 日及び平成 28 年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 17 年 7 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 7 月
⑤ 平成 21 年 12 月
⑥ 平成 22 年 7 月
⑦ 平成 22 年 12 月 20 日
⑧ 平成 23 年 12 月
⑨ 平成 24 年 12 月 20 日
⑩ 平成 25 年 7 月
⑪ 平成 25 年 12 月
⑫ 平成 26 年 7 月
⑬ 平成 26 年 12 月
⑭ 平成 27 年 7 月
⑮ 平成 27 年 12 月
⑯ 平成 28 年 7 月
⑰ 平成 28 年 12 月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、④、⑤、⑦、⑨、⑪及び⑰について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間②、③、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、④、⑤、⑦、⑨、⑪及び⑰について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間①は 40 万円、請求期間④は 15 万円、請求期間⑤は 30 万円、請求期間⑦は 35 万円、請求期間⑨は 30 万円、請求期間⑪は 20 万円、請求期間⑰は 25 万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 50 万円、請求期間④、⑤及び⑦は 52 万円、請求期間⑨及び⑪は 50 万円、請求期間⑰は 50 万 5,000 円）の支払を受け、請求期間①は 48 万 8,000 円、請求期間④は 50 万 8,000 円、請求期間⑤は 51 万 9,000 円、請求期間⑦は 50 万 7,000 円、請求期間⑨は 47 万 9,000 円、請求期間⑪は 46 万 9,000 円、請求期間⑰は 49 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間②、③、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間②は 50 万円、請求期間③、⑥及び⑧は 52 万円、請求期間⑩及び⑫は 50 万円、請求期間⑬、⑭、⑮及び⑯は 50 万 5,000 円

の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間②は 48 万 8,000 円、請求期間③は 50 万 8,000 円、請求期間⑥は 50 万 9,000 円、請求期間⑧は 51 万 9,000 円、請求期間⑩は 47 万 9,000 円、請求期間⑫は 49 万円、請求期間⑬、⑭、⑮及び⑯は 50 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は 48 万 8,000 円、請求期間③及び④は 50 万 8,000 円、請求期間⑤は 51 万 9,000 円、請求期間⑥は 50 万 9,000 円、請求期間⑦は 50 万 7,000 円、請求期間⑧は 51 万 9,000 円、請求期間⑨及び⑩は 47 万 9,000 円、請求期間⑪は 46 万 9,000 円、請求期間⑫は 49 万円、請求期間⑬、⑭、⑮及び⑯は 50 万円、請求期間⑰は 49 万 1,000 円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成 16 年 12 月 22 日、請求期間②は平成 17 年 7 月 27 日、請求期間③は平成 19 年 12 月 19 日、請求期間④は平成 20 年 7 月 28 日、請求期間⑤は平成 21 年 12 月 16 日、請求期間⑥は平成 22 年 7 月 27 日、請求期間⑦は平成 22 年 12 月 20 日、請求期間⑧は平成 23 年 12 月 19 日、請求期間⑨は平成 24 年 12 月 20 日、請求期間⑩は平成 25 年 7 月 26 日、請求期間⑪は平成 25 年 12 月 18 日、請求期間⑫は平成 26 年 7 月 28 日、請求期間⑬は平成 26 年 12 月 16 日、請求期間⑭は平成 27 年 7 月 30 日、請求期間⑮は平成 27 年 12 月 22 日、請求期間⑯は平成 28 年 7 月 29 日、請求期間⑰は平成 28 年 12 月 21 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900076 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900050 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 16 年 12 月 22 日は 40 万円から 48 万 8,000 円、平成 17 年 7 月 27 日は 51 万 7,000 円、平成 18 年 7 月 27 日は 53 万円、平成 19 年 12 月 19 日は 58 万 6,000 円、平成 20 年 7 月 28 日は 15 万円から 57 万 7,000 円、平成 21 年 12 月 16 日は 30 万円から 63 万 6,000 円、平成 22 年 7 月 27 日は 63 万 6,000 円、平成 22 年 12 月 20 日は 35 万円から 62 万円、平成 23 年 7 月 26 日は 62 万円、平成 23 年 12 月 19 日は 60 万 7,000 円、平成 24 年 12 月 20 日は 30 万円から 59 万 4,000 円、平成 25 年 7 月 26 日は 59 万 4,000 円、平成 25 年 12 月 18 日は 20 万円から 58 万 2,000 円、平成 26 年 7 月 28 日は 60 万 8,000 円、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日及び平成 28 年 7 月 29 日は 62 万円、平成 28 年 12 月 21 日は 30 万円から 60 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 7 月 27 日、平成 18 年 7 月 27 日、平成 19 年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 28 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 27 日、平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 7 月 26 日、平成 23 年 12 月 19 日、平成 24 年 12 月 20 日、平成 25 年 7 月 26 日、平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 7 月 28 日、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 7 月 29 日及び平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 7 月 27 日、平成 18 年 7 月 27 日、平成 19 年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 28 日、平成 21 年 12 月 16 日、平成 22 年 7 月 27 日、平成 22 年 12 月 20 日、平成 23 年 7 月 26 日、平成 23 年 12 月 19 日、平成 24 年 12 月 20 日、平成 25 年 7 月 26 日、平成 25 年 12 月 18 日、平成 26 年 7 月 28 日、平成 26 年 12 月 16 日、平成 27 年 7 月 30 日、平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 7 月 29 日及び平成 28 年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年7月
③ 平成18年7月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年7月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年7月
⑧ 平成22年12月20日
⑨ 平成23年7月
⑩ 平成23年12月
⑪ 平成24年12月20日
⑫ 平成25年7月
⑬ 平成25年12月
⑭ 平成26年7月
⑮ 平成26年12月
⑯ 平成27年7月
⑰ 平成27年12月
⑱ 平成28年7月
⑲ 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、⑤、⑥、⑧、⑪、⑬及び⑲について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間②、③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯、⑰及び⑱については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、⑤、⑥、⑧、⑪、⑬及び⑲について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間①は40万円、請求期間⑤は15万円、請求期間⑥は30万円、請求期間⑧は35万円、請求期間⑪は30万円、請求期間⑬は20万円、請求期間⑲は30万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は50万円、請求期間⑤は60万円、請求期間⑥及び⑧は65万円、請求期間⑪及び⑬63万円、請求期間⑲は63万5,000円）の支払を受け、請求期間①は48万8,000円、請求期間⑤は57万7,000円、請求期間⑥は63万6,000円、請求期間⑧は62万円、請求期間⑪は59万4,000円、請求期間⑬は58万2,000円、請求期間⑲は60万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間②、③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑭、⑮、⑯、⑰及び⑱について、賞与

明細書等により、請求者は、A社から、請求期間②は53万円、請求期間③は55万円、請求期間④は60万円、請求期間⑦、⑨及び⑩は65万円、請求期間⑫及び⑭は63万円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は63万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間②は51万7,000円、請求期間③は53万円、請求期間④は58万6,000円、請求期間⑦は63万6,000円、請求期間⑨は62万円、請求期間⑩は60万7,000円、請求期間⑫は59万4,000円、請求期間⑭は60万8,000円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は62万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は48万8,000円、請求期間②は51万7,000円、請求期間③は53万円、請求期間④は58万6,000円、請求期間⑤は57万7,000円、請求期間⑥及び⑦は63万6,000円、請求期間⑧及び⑨は62万円、請求期間⑩は60万7,000円、請求期間⑪及び⑫は59万4,000円、請求期間⑬は58万2,000円、請求期間⑭は60万8,000円、請求期間⑮、⑯、⑰及び⑱は62万円、請求期間⑲は60万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成16年12月22日、請求期間②は平成17年7月27日、請求期間③は平成18年7月27日、請求期間④は平成19年12月19日、請求期間⑤は平成20年7月28日、請求期間⑥は平成21年12月16日、請求期間⑦は平成22年7月27日、請求期間⑧は平成22年12月20日、請求期間⑨は平成23年7月26日、請求期間⑩は平成23年12月19日、請求期間⑪は平成24年12月20日、請求期間⑫は平成25年7月26日、請求期間⑬は平成25年12月18日、請求期間⑭は平成26年7月28日、請求期間⑮は平成26年12月16日、請求期間⑯は平成27年7月30日、請求期間⑰は平成27年12月22日、請求期間⑱は平成28年7月29日、請求期間⑲は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900077 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1900051 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年12月19日は17万6,000円、平成20年7月28日は10万円から19万6,000円、平成21年12月16日は20万円から34万3,000円、平成22年7月27日は34万3,000円、平成22年12月20日は20万円から34万5,000円、平成25年7月26日は30万7,000円、平成25年12月18日は10万円から30万1,000円、平成26年7月28日は31万4,000円、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日及び平成28年7月29日は34万円、平成28年12月21日は20万円から33万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月19日、平成20年7月28日、平成21年12月16日、平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月19日、平成20年7月28日、平成21年12月16日、平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月
③ 平成 21 年 12 月
④ 平成 22 年 7 月
⑤ 平成 22 年 12 月 20 日

- ⑥ 平成 25 年 7 月
- ⑦ 平成 25 年 12 月
- ⑧ 平成 26 年 7 月
- ⑨ 平成 26 年 12 月
- ⑩ 平成 27 年 7 月
- ⑪ 平成 27 年 12 月
- ⑫ 平成 28 年 7 月
- ⑬ 平成 28 年 12 月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間②、③、⑤、⑦及び⑬について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間①、④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、③、⑤、⑦及び⑬について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間②は10万円、請求期間③及び⑤は20万円、請求期間⑦は10万円、請求期間⑬は20万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は20万円、請求期間③及び⑤は35万円、請求期間⑦は33万円、請求期間⑬は35万円）の支払を受け、請求期間②は19万6,000円、請求期間③は34万3,000円、請求期間⑤は34万5,000円、請求期間⑦は30万1,000円、請求期間⑬は33万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間①は18万円、請求期間④は35万円、請求期間⑥及び⑧は33万円、請求期間⑨、⑩、⑪及び⑫は35万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は17万6,000円、請求期間④は34万3,000円、請求期間⑥は30万7,000円、請求期間⑧は31万4,000円、請求期間⑨、⑩、⑪及び⑫は34万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万6,000円、請求期間②は19万6,000円、請求期間③及び④は34万3,000円、請求期間⑤は34万5,000

円、請求期間⑥は30万7,000円、請求期間⑦は30万1,000円、請求期間⑧は31万4,000円、請求期間⑨、⑩、⑪及び⑫は34万円、請求期間⑬は33万4,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成19年12月19日、請求期間②は平成20年7月28日、請求期間③は平成21年12月16日、請求期間④は平成22年7月27日、請求期間⑤は平成22年12月20日、請求期間⑥は平成25年7月26日、請求期間⑦は平成25年12月18日、請求期間⑧は平成26年7月28日、請求期間⑨は平成26年12月16日、請求期間⑩は平成27年7月30日、請求期間⑪は平成27年12月22日、請求期間⑫は平成28年7月29日、請求期間⑬は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900078号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900052号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年12月16日、平成22年7月27日及び平成23年7月26日は9万8,000円、平成23年12月19日は9万6,000円、平成25年7月26日は9万4,000円、平成26年7月28日は9万6,000円、平成26年12月16日は11万8,000円、平成28年12月21日は15万円から19万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月16日、平成22年7月27日、平成23年7月26日、平成23年12月19日、平成25年7月26日、平成26年7月28日、平成26年12月16日及び平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月16日、平成22年7月27日、平成23年7月26日、平成23年12月19日、平成25年7月26日、平成26年7月28日、平成26年12月16日及び平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成23年7月
④ 平成23年12月
⑤ 平成25年7月
⑥ 平成26年7月
⑦ 平成26年12月
⑧ 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間⑧について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されてい

る。また、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑧について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（15万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（20万円）の支払を受け、19万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥は10万円、請求期間⑦は12万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①、②及び③は9万8,000円、請求期間④は9万6,000円、請求期間⑤は9万4,000円、請求期間⑥は9万6,000円、請求期間⑦は11万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①、②及び③は9万8,000円、請求期間④は9万6,000円、請求期間⑤は9万4,000円、請求期間⑥は9万6,000円、請求期間⑦は11万8,000円、請求期間⑧は19万7,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成21年12月16日、請求期間②は平成22年7月27日、請求期間③は平成23年7月26日、請求期間④は平成23年12月19日、請求期間⑤は平成25年7月26日、請求期間⑥は平成26年7月28日、請求期間⑦は平成26年12月16日、請求期間⑧は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900079号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900053号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年7月27日は19万6,000円、平成22年12月20日は20万円から28万7,000円、平成23年12月19日及び平成25年7月26日は29万4,000円、平成25年12月18日は10万円から29万4,000円、平成26年7月28日は31万4,000円、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日及び平成28年7月29日は34万円、平成28年12月21日は15万円から33万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成23年12月19日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成23年12月19日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成26年12月16日、平成27年7月30日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年7月
② 平成22年12月20日
③ 平成23年12月
④ 平成25年7月
⑤ 平成25年12月
⑥ 平成26年7月
⑦ 平成26年12月
⑧ 平成27年7月

- ⑨ 平成 27 年 12 月
- ⑩ 平成 28 年 7 月
- ⑪ 平成 28 年 12 月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間②、⑤及び⑪について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間①、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、⑤及び⑪について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書（控）及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿（以下、併せて「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間②は20万円、請求期間⑤は10万円、請求期間⑪は15万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間②及び⑤は30万円、請求期間⑪は35万円）の支払を受け、請求期間②は28万7,000円、請求期間⑤は29万4,000円、請求期間⑪は33万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間①は20万円、請求期間③及び④は30万円、請求期間⑥は33万円、請求期間⑦、⑧、⑨及び⑩は35万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は19万6,000円、請求期間③及び④は29万4,000円、請求期間⑥は31万4,000円、請求期間⑦、⑧、⑨及び⑩は34万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万6,000円、請求期間②は28万7,000円、請求期間③、④及び⑤は29万4,000円、請求期間⑥は31万4,000円、請求期間⑦、⑧、⑨及び⑩は34万円、請求期間⑪は33万4,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成22年7月27日、請求期間②は平成22年12月20日、請求期間③は平成23年12月19日、請求期間④は平成25年7月26日、請求期間⑤は平成25年12月18日、請求期間⑥は平成26年7月28日、請求期間⑦は平成26年12月16日、請求期間⑧は平成27年7月30日、請求期間⑨は平成27年12月22日、請求期間⑩は平成28年7月29日、請求期間⑪は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900080号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900054号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年7月27日は9万8,000円、平成22年12月20日は10万円から14万4,000円、平成23年12月19日及び平成25年7月26日は14万7,000円、平成25年12月18日は10万円から14万4,000円、平成26年7月28日は14万7,000円、平成27年12月22日は22万円、平成28年7月29日は24万円、平成28年12月21日は20万円から27万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成23年12月19日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月27日、平成22年12月20日、平成23年12月19日、平成25年7月26日、平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年7月
② 平成22年12月20日
③ 平成23年12月
④ 平成25年7月
⑤ 平成25年12月
⑥ 平成26年7月
⑦ 平成27年12月
⑧ 平成28年7月
⑨ 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間②、⑤及び⑨について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間①、③、④、⑥、⑦及び⑧については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、⑤及び⑨について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書(控)及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿(以下、併せて「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(請求期間②及び⑤は10万円、請求期間⑨は20万円)を超える標準賞与額に相当する賞与(請求期間②及び⑤は15万円、請求期間⑨は28万円)の支払を受け、請求期間②及び⑤は14万4,000円、請求期間⑨は27万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、③、④、⑥、⑦及び⑧について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間①は10万円、請求期間③、④及び⑥は15万円、請求期間⑦は23万円、請求期間⑧は25万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は9万8,000円、請求期間③、④及び⑥は14万7,000円、請求期間⑦は22万円、請求期間⑧は24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万8,000円、請求期間②は14万4,000円、請求期間③及び④は14万7,000円、請求期間⑤は14万4,000円、請求期間⑥は14万7,000円、請求期間⑦は22万円、請求期間⑧は24万円、請求期間⑨は27万5,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成22年7月27日、請求期間②は平成22年12月20日、請求期間③は平成23年12月19日、請求期間④は平成25年7月26日、請求期間⑤は平成25年12月18日、請求期間⑥は平成26年7月28日、請求期間⑦は平成27年12月22日、請求期間⑧は平成28年7月29日、請求期間⑨は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900081号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900055号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年12月18日は14万7,000円、平成26年7月28日は19万6,000円、平成27年12月22日は24万円、平成28年7月29日は26万円、平成28年12月21日は20万円から29万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月18日、平成26年7月28日、平成27年12月22日、平成28年7月29日及び平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月
② 平成26年7月
③ 平成27年12月
④ 平成28年7月
⑤ 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間⑤について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。また、請求期間①、②、③及び④については、厚生年金保険の記録がない。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑤について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書(控)及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿(以下、併せて「賞与明細書等」という。)による

と、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（20万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（30万円）の支払を受け、29万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①、②、③及び④について、賞与明細書等により、請求者は、A社から、請求期間①は15万円、請求期間②は20万円、請求期間③は25万円、請求期間④は27万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は14万7,000円、請求期間②は19万6,000円、請求期間③は24万円、請求期間④は26万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万7,000円、請求期間②は19万6,000円、請求期間③は24万円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は29万5,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、請求期間①は平成25年12月18日、請求期間②は平成26年7月28日、請求期間③は平成27年12月22日、請求期間④は平成28年7月29日、請求期間⑤は平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900082号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900056号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月21日の標準賞与額について、5万円から14万8,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月21日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間について、実際の支給額よりも少ない金額が記録されている。請求期間に支給された賞与が年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与に係る給料支払明細書(控)及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿(以下、併せて「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(5万円)を超える標準賞与額に相当する賞与(15万円)の支払を受け、14万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認

できる厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、事業主の回答により、平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900152号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900057号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年4月5日から昭和39年5月10日まで

A社において昭和38年4月5日から昭和39年9月5日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和39年5月10日になっており、請求期間の記録がない。請求期間に勤務していたことが記載されている夫の日記を提出するので、当該期間を被保険者として年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫の日記を提出して、請求期間にA社に勤務していたこと及び自身の政府管掌健康保険証を所持していた旨を主張し訂正請求しているところ、請求者から提出された請求者の夫の日記、同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間にA社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者の厚生年金保険被保険者原票によると、資格取得年月日は昭和39年5月10日と記載されており、不自然な訂正等の形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している上、請求期間にA社において被保険者資格を取得している者の厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険番号は連番になっており、請求者の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和46年11月に破産終結している上、同社の事業主は死亡しているため、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間当時、A社において被保険者記録があり、連絡先の判明した同僚に対して、入社日から厚生年金保険被保険者記録があるかどうかを照会したところ、複数の同僚が不明と回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、請求者の夫の日記にも請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたという記載は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900179号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月1日から昭和46年9月21日まで
A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際の報酬額と比べて低い額となっている。給与明細書に記載されている額よりも高額な報酬が支払われていたため、実際の支払額に見合う標準報酬月額に訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録見直しに当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認し、それらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者は、技術者として勤務していたところ、給与明細書に記載された額以外にも報酬が支払われており、同種同業の技術者よりも高額な報酬を受け取っていた旨主張している。

しかしながら、i) B社は、請求期間に係る給与関係の資料を保管していないこと、ii) 請求期間当時の給与担当者及び請求者が名前を挙げた複数の同僚は、既に亡くなっており、請求期間当時の状況を確認することができないこと、iii) 複数の同僚に文書照会したものの、請求者の主張を裏付ける具体的な陳述は得られないことから、請求者の給与の取扱いについて確認できない。

また、請求者は、請求期間のうち、昭和42年2月から同年12月までの期間及び昭和46年1月から同年9月までの期間における給与明細書を提出していると

ころ、当該給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額である。

さらに、請求者及び複数の同僚は、給与は現金払いであった旨陳述している上、請求者は、上述の給与明細書以外に報酬を確認できる資料等を所持していないことから、請求者が主張する報酬額及び厚生年金保険料の控除額について確認又は推認できない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。